

「F-SUS よこはま」管理業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書の作成方法等の手続は次のとおりです。

1 業務名

「F-SUS よこはま」管理業務委託

2 業務の内容

別添「F-SUS よこはま」管理業務委託仕様書のとおり

3 プロポーザル参加事業者（以下「参加者」という。）の資格（参加資格要件）

横浜市入札有資格者名簿に登録されている業者の中から、次の要件をすべて満たす業者とします。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で、令和元年・2年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）へ登録され、所在区分等を次のとおり登録していること。
 - ア 所在区分を「市内」で登録していること
 - イ 企業規模が「中小企業」であること
 - ウ 種目「事務・業務の委託」の登録があること
- (2) 女性起業家支援事業に携わった実績を有すること。
- (3) シェアオフィス等の管理運営実績を有すること。

4 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 参加意向申出書提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入

札の指名停止の措置を受けている者

- (7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (9) 過去又は予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属する者
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある事業者は、下記に掲げる提出書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 誓約書（様式2） 1部
- ウ 参加資格要件の（2）（3）の実績を証する書類（契約書（写）等）

(2) 提出期限

令和2年5月21日（木）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階
担当 廣木、柴田
電話 045-225-3714

(4) 提出方法

電子メール（着信確認を行うこと）

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 応募者の本プロポーザルへの参加資格の有無を確認後、資格の有無に関わらず「参加資格確認結果通知書」を送付します。なお、参加資格があることを確認できた場合には、あわせて「関係書類提出要請書」を送付いたします。

イ 本通知は、令和2年5月25日（月）17時00分までに、電子メールで送付します。

6 質問書の提出

本プロポーザルの内容について質問のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和2年5月28日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
keiei@idec.or.jp

(3) 提出方法

電子メール（電話により着信確認を行ってください。）

(4) 回答日及び方法

令和2年6月5日（金）17時00分までに、財団ホームページに掲載するので、各自確認すること。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

- | | |
|-------------|----|
| ア 提案書（様式4） | 1部 |
| イ 実施体制（様式5） | 1部 |
| ウ 予算書（様式6） | 1部 |

(2) 提出期限

令和2年6月9日（火）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7階
担当 廣木、柴田
電話 045-225-3714

(4) 提出方法

電子メール（電話により着信確認を行ってください。）

8 提案書の作成に当たっての留意事項

(1) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとしてください。
- エ 提案書は合計15ページ程度に収まるように作成してください。
- オ 多色刷りは可とします。見やすさに配慮をお願いします。

(2) 予算書は、業務価格を上限4,500千円（税抜）と想定して作成してください。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和2年6月22日（月）（予定）

(2) 実施場所

未定

(3) 出席者

本プロポーザルに関する責任者を含む、2名以下としてください。

(4) その他

- ア 時間・場所等詳細については別途お知らせします。
- イ 提案書を元に、口頭にてプレゼンテーションを行ってください。
- ウ 追加資料は認めません。

10 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定した提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

11 留意事項

- (1) 提案書及び添付書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 結果の公表 受託者の決定後、特定結果を当財団のホームページにて公表します。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「公益財団法人横浜企業経営支援財団情報公開に関する要綱」等関連規程に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ プロポーザルの提出後、財団の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに選定を見合わせる場合があります。
 - カ 提出された書類は返却しません。
- (5) その他
 - ア プロポーザルのために当財団において作成された資料は、財団の了解なく公表、使用することはできません。
 - イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務にお

いては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、提出されたプロポーザル内容等に基づき、業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であることが判明した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。

カ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。